

4 — 1 3 景 觀

4-13 景観

4-13-1 調査

1) 調査方法

(1) 調査項目

既存資料による地形の状況及び景観資源の状況、対象事業実施区域周辺における眺望地点を把握するとともに、現況の眺望の状況を把握した。

表 4-13-1 景観の現地調査方法

調査項目	調査頻度	調査方法
眺望の状況	2回/年（落葉期及び繁茂期）	写真撮影による方法

(2) 調査地点

景観の調査地点の選定理由を表 4-13-2 に整理した。

表 4-13-2 調査地点と選定理由

調査項目	調査地点	調査地点の選定理由
眺望の状況	St. 1	この地点は、対象事業実施区域より南側約 800m 地点に位置し、三才大豆島中御所線（県道 372 号）を通る車窓景観場（シークエンス景観）として選定した。長野市清掃センターの煙突を眺望することができる地点である。
	St. 2	この地点は、対象事業実施区域より東側約 1km 地点に位置し、三才大豆島中御所線（県道 372 号）を通る車窓景観場（シークエンス景観）として選定した。
	St. 3	この地点は、対象事業実施区域より北東側約 1km 地点に位置し、大豆島小学校からの眺望する景観場（シーン景観）であり、地域住民が集まる場所として選定した。
	St. 4	この地点は、対象事業実施区域より北東側約 200m 地点に位置し、松岡こすもす公園からの眺望する景観場（シーン景観）であり、地域住民が集まる場所として選定した。
	St. 5	この地点は、対象事業実施区域より北西側約 300m 地点に位置し、松岡くろっかず公園からの眺望する景観場（シーン景観）であり、地域住民が集まる場所として選定した。
	St. 6	この地点は、対象事業実施区域より北西側約 600m 地点に位置し、松岡神社からの眺望する景観場（シーン景観）であり、特定住民であるが、多くの住民からの眺望地点として選定した。
	St. 7	この地点は、対象事業実施区域より西側約 900m 地点に位置し、長野市営川合新田体育館や川合新田保育園からの眺望する景観場（シーン景観）であり、不特定多数の住民からの眺望地点として選定した。

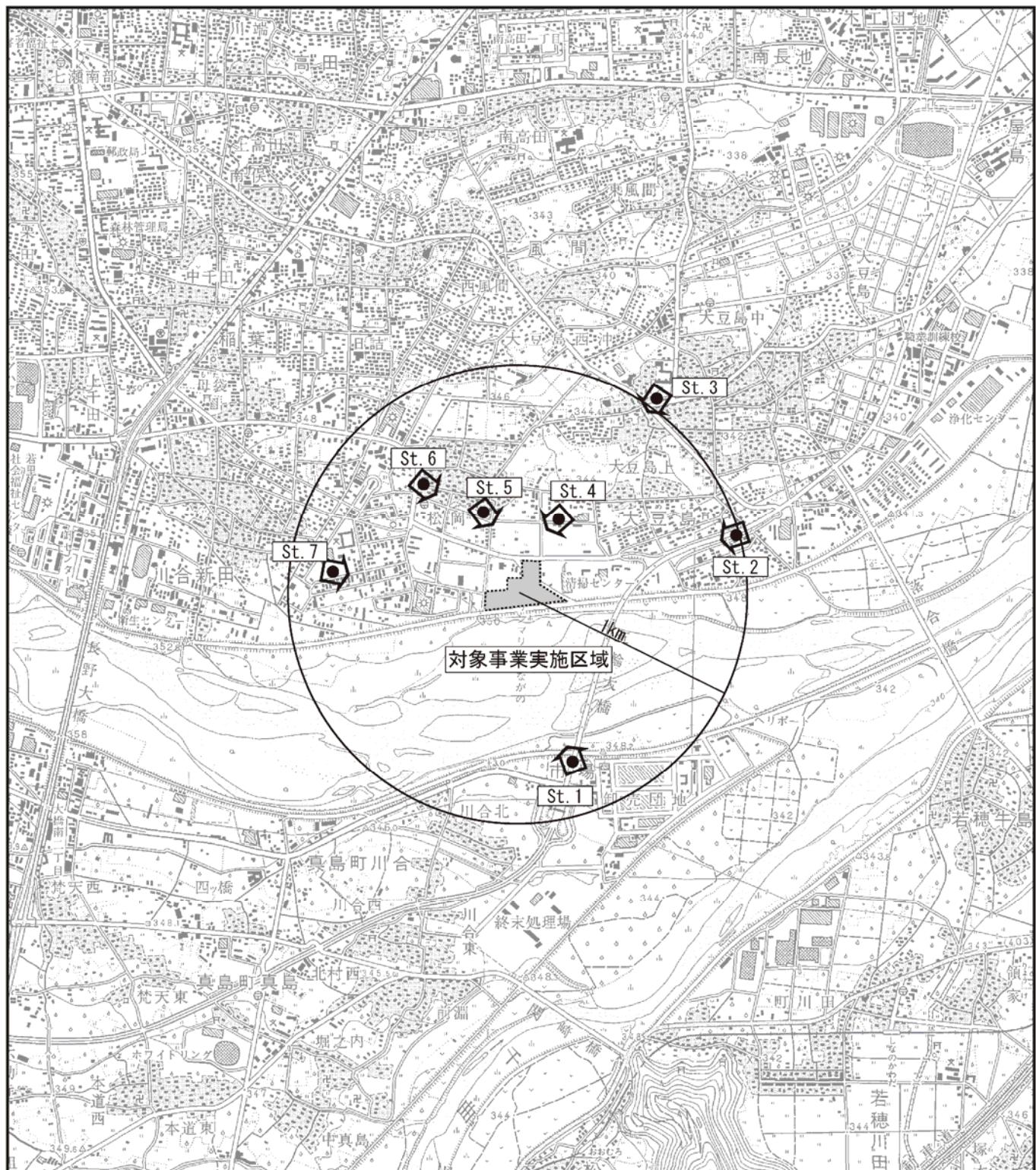
(3) 調査時期

景観の調査時期は表 4-13-3 に示すように、繁茂期と落葉期の 2 期に実施した。なお、St. 4 については、調査地点付近で住宅の新築があったため補足調査を行った。

表 4-13-3 景観調査実施時期

調査時期	実施時期	備考
夏季	平成 21 年 8 月 20 日（木）	繁茂期の調査
冬季	平成 21 年 12 月 21 日（月）	落葉期の調査
補足調査	平成 22 年 10 月 15 日（月）	St. 4 補足調査

*₁ 近景・中景：影響調査における景観については、視点場からの距離により、近景（視点場からの距離が概ね 0.1km～0.5km）、中景（視点場からの距離が概ね 0.5km～2.0km）、遠景（視点場からの距離が概ね 2.0km～5.0km）の 3 つに分類されている。



凡 例	
	対象事業実施区域
	景観調査地点



0 250 500 750 1000m

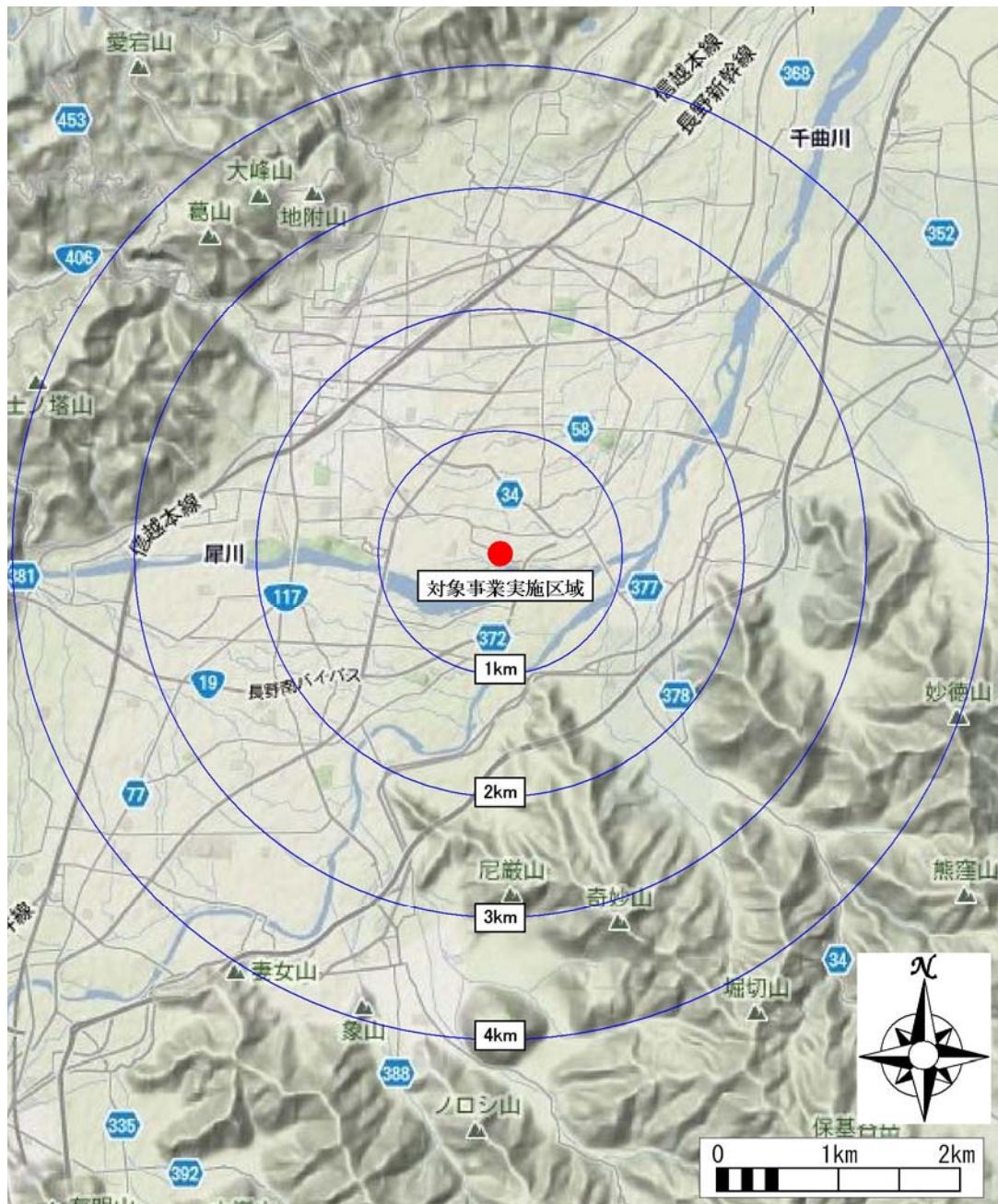
図 4-13-1 景観の現地調査地点

2) 調查結果

(1) 対象事業実施区域及びその周辺の地形

対象事業実施区域及びその周辺の地形による起伏状況をみると、図 4-13-2 に示すように、一部、河川の堤防による築堤が施された起伏はあるものの、ほぼ平坦な地形を呈している。

対象事業実施区域内の施設の眺望について、周辺から遮るものとして、地形や人工構造物が挙げられる。地形上においては遮る地形ではなく、旧及び新興の住宅等の人工的構造物で遮られている状況である。



資料：<http://maps.google.co.jp/>

図 4-13-2 対象事業実施区域及びその周辺の起伏の状況

(2) 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における火山景観、山地景観等の自然的要素、社寺、遺跡・史跡等の文化的資源についてみると、自然的要素としての景観要素はなく、文化的資源として

は松岡神社など周辺の神社等の社寺が存在している。

(3) 繁茂期及び落葉期における眺望の状況

繁茂期及び落葉期における景観の状況を図 4-13-3 に示した。



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より南 約 800m 地点に位置し、三才大豆島中御所線(県道 372 号)を通る車窓景観場(シークエンス景観)として選定した地点である。清掃センターの煙突を眺望することができる地点である。

対象事業実施区域は既存施設の左側に眺望することができるものの、犀川の河畔林や背景となる山並みの間に僅かに視認することができる地点である。

また、繁茂期及び落葉期に眺望の変化は、犀川の河畔林が深緑の色から落葉期の茶褐色への変化が認められる程度である。

図 4-13-3(1) St. 1 五輪大橋南端



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より東 約 1km 地点に位置し、三才大豆島中御所線(県道 372 号)を通る車窓景観場(シークエンス景観)として選定した地点である。

清掃センターの煙突を周辺に隣立する高圧鉄塔や電柱等と同様に眺望できる都市型景観の眺望である。

対象事業実施区域は既存施設の煙突の背景に位置し、計画施設の新たな煙突は眺望されものと思われる地点である。

また、繁茂期及び落葉期に眺望の変化は認められない。

図 4-13-3(2) St. 2 五輪大橋北端



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より北東側約1km地点に位置し、大豆島小学校の4F非常階段から眺望する景観場(シーン景観)として選定した地点である。

清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーンながの」の各施設を眺望することができる地点である。また、視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の住宅地が眺望される都市型景観の眺望である。また、施設の背景には冠着山等の山並みが眺望される。

対象事業実施区域は清掃センターの煙突や施設等も眺望され、新たな施設も眺望することのできる地点である。また、落葉期には、大豆島小学校の校庭南側の樹木が落葉し後背の住宅地等が眺望できるようになる。

図4-13-3(3) St.3 長野市立大豆島小学校（4F非常階段）



【繁茂期】



【落葉期】

図 4-13-3(4) St. 4 松岡こすもす公園



この地点は、対象事業実施区域より北東側約200m地点に位置する松岡こすもす公園から眺望する景観場(シーン景観)であり、地域住民が集まる場所として選定した。清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーンながの」の施設は当初の調査時には視認できたが、調査期間中に新築された住宅によって遮られ、眺望することはできなくなった。

対象事業実施区域は、新興住宅によって遮られるものの、計画建物の高さによっては眺望できる地点である。また、高木がないことから繁茂期及び落葉期に眺望の大きな変化はない。

【繁茂期】(補足調査)

図 4-13-3(5) St. 4 松岡こすもす公園補足調査



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より北西側約300m地点に位置する松岡くろっかす公園からの眺望する景観場(シーン景観)であり、地域住民が集まる場所として選定した。清掃センターの煙突を眺望することのできる地点である。また、視点場から対象事業実施区域の間には松岡地区の新興住宅が眺望される都市型景観の眺望である。また、施設の背景には菅平高原等の山並みが眺望される。

対象事業実施区域の新たな施設(煙突)を眺望できる地点である。また、繁茂期及び落葉期に眺望の変化としては、住宅地内に植栽されている木々の多くが常緑樹であり、その変化は少ない地点である。

図4-13-3(6) St.5 松岡くろっかす公園



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より北西側約600m地点に位置し、松岡神社からの眺望する景観場(シーン景観)である。主に松岡地区の住民が利用する地点として、住民からの眺望地点として選定した。対象事業実施区域方向は、松岡地区の住宅に遮られ、清掃センターの煙突の頭頂部を住宅越しに眺望できるのみである。

対象事業実施区域の新たな施設(煙突)の眺望は困難な地点である。また、繁茂期及び落葉期に眺望の変化は、神社内、住宅地の樹木の多くが常緑樹であるため、変化は少ない。

図 4-13-3(7) St. 6 松岡神社境内



【繁茂期】



【落葉期】

この地点は、対象事業実施区域より西側約900m地点に位置する長野市営川合新田体育館や川合新田保育園からの眺望する景観場(シーン景観)である。この地点は不特定多数の住民からの眺望地点として選定した。

対象事業実施区域方向には清掃センターの煙突が眺望できる。また、視点場から対象事業実施区域の間には大豆島地区の工場と住宅が眺望される都市型景観である。また、施設の背景には奈良山等の山並みが眺望される。

対象事業実施区域は清掃センターの煙突が眺望され、新たな施設(煙突)も眺望することができる地点である。また、繁茂期及び落葉期に眺望の変化としては、落葉期に犀陵中学校の校庭東側の樹木が落葉し、後背の住宅が眺望できるようになる。

図4-13-3(8) St.7 長野市立犀陵中学校グラウンド

4-13-2 予測及び評価の結果

1) 予測の内容及び方法

景観の予測の内容及び方法に関する概要を表 4-13-4 に示す。

(1) 予測対象とする影響要因

予測は、工事による影響として「建築物の工事」を行い、存在・供用による影響として「建築物・工作物等の存在」及び「緑化」について行う。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地点は、現地調査の 7 地点とした。

(3) 予測対象時期等

対象事業に係る建設工事の施工が最盛期となる時点及び対象事業の工事完了後で事業活動が通常の状態に達した時点に分けて予測する。

表 4-13-4 景観の予測内容及び方法

要 因		工事による影響	存在・供用による影響	
区 分		建築物の工事	建築物・工作物等の存在	緑 化
項目	景観資源・構成要素	△	○	△
	主要な景観	△	○	△
予測地点		代表 7 地点からの眺望とし、周辺約 1 km 以内の範囲とする。 (建造物が視認できる範囲として 1 km とした。)		
予測時点		建築物の工事が最盛期となる時点	対象事業に係る工事が完了する時点	
予測方法		建築物の工事工程及び対象事業の内容、周辺地形の状況等を考慮して、周辺地域を含めた完成予想図又は合成写真の作成若しくは景観図の作成等による方法により行う。		

2) 工事による影響

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源・構成要素、主要な景観とした。

(2) 予測地域及び地点

予測地点は、現地調査地点とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、建築物の工事が最盛期となる時点とした。

(4) 予測方法

対象事業実施区域周辺の状況及び工事計画を踏まえた定性的手法とした。

(5) 予測結果

建築物の工事による景観構成要素・景観資源及び主要な景観に対する影響については、以下の理由により影響が軽微と予測される。

- 対象事業実施区域及び周辺は既に開発された市街地であり、既存の長野市清掃センター、砕石工場、倉庫等が近接する地域であるため、建設機械の出現、新たな人工構造物の設置による景観構成要素の変化はない。
- 対象事業実施区域及び周辺には、自然景観資源（図2-3-17参照）及び史跡・名勝等の景観資源は存在しない。
- 工事中において、眺望地点から視認できるものは大型クレーン（クローラクレーン）の建設機械である。
- 大型クレーンの出現する視野は、工事区域内の全体に比べ非常に少ない。

景観の眺望の変化について、存在・供用における建築物における眺望の変化を予測することで、工事中の眺望の変化と大差ないと判断される。

(6) 環境保全措置の内容と経緯

工事の実施にあたっては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-13-5に示す環境保全措置を実施する。

表4-13-5 環境保全措置（工事による影響）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
工事区域周辺への仮囲いの設置	工事中の大型建設機械等を遮蔽するために、工事区域周辺に仮囲いを設置する。	最小化
仮囲いの色彩等の考慮	仮囲いの資材の選定にあたっては、景観に及ぼす影響を緩和させるような色彩、デザインであることを考慮する	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

(7) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、景観に及ぼす影響が、実行可能な範囲内ができる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が表 4-13-6 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4-13-6 環境保全に関する目標(工事による影響)

項目	環境保全に関する目標	備考
景観	積極的に良好な景観の形成に努める。	長野市の景観を守り育てる条例 第4条 事業者の責務
	地域の景観と調和した違和感のない景観とする。	—

(8) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、工事用建設機械等を遮蔽するため仮囲いを設置する。また、仮囲いの色彩等に考慮し周辺環境への影響を和らげることで、環境への影響を最小化・低減できる。

さらに、建築物の工事による景観構成要素・景観資源及び主要な景観に対する影響については、軽微と予測された。

以上のことから、工事による景観への影響は、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

対象事業実施区域周辺は、現況においても人工的構造物が存在した地域であり、工事中においても景観に係る環境構成要素は現況と変わらないものと考えられる。

また、仮囲いの色彩等の決定にあたっては、周辺環境への影響を和らげるものを選択する。

以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

3) 存在・供用による影響

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源・構成要素、主要な景観とした。

(2) 予測地域及び地点

予測地点としては、現地調査の7地点とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設が立地し定常に稼働する時期とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

存在・供用による影響のうち、建築物・工作物の存在については、事業計画に基づき景観予測図(フォトモンタージュ)の作成による検討を行い、主要な眺望景観の変化を予測する手法とした。

存在・供用による影響のうち、緑化による影響については定性的な方法により行った。

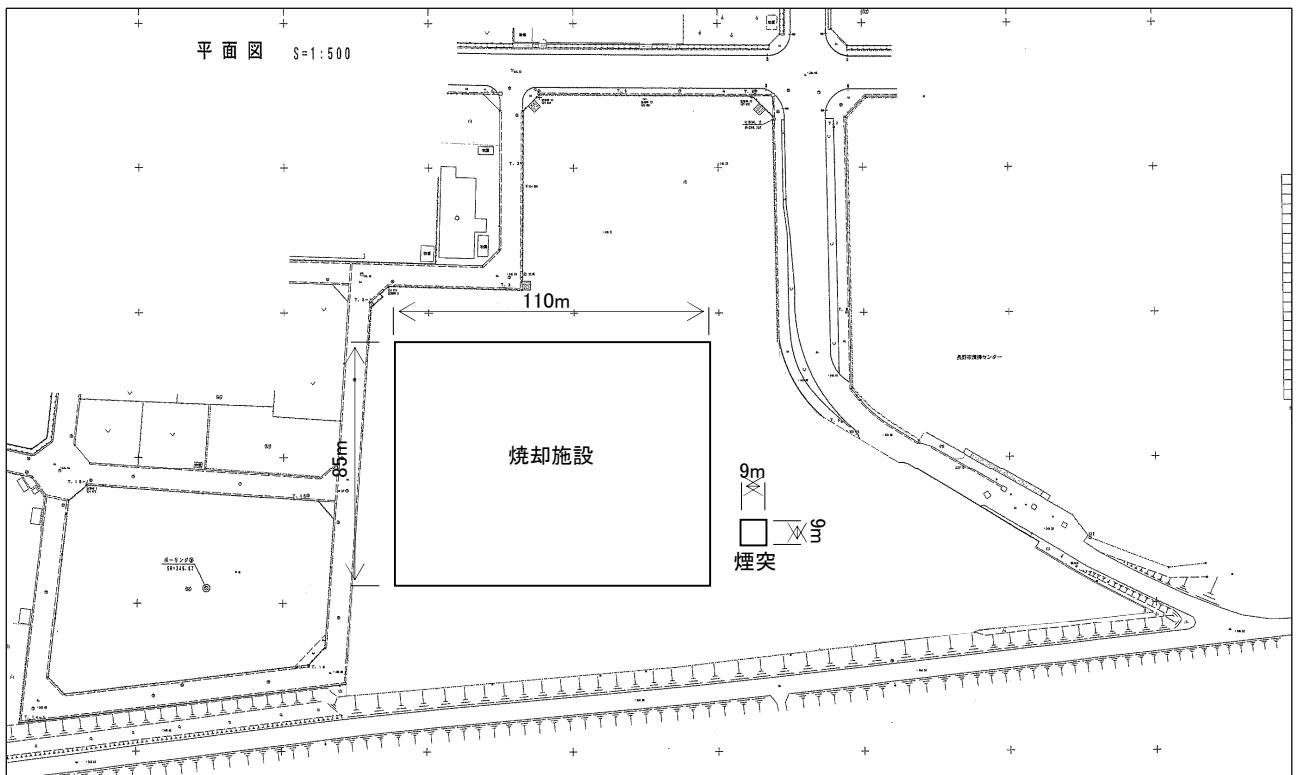
② 予測条件の設定

本事業において、煙突や建物の外観、外構計画及び緑化計画についての事業計画は決定していないが、最大の幅と高さを想定して形状と配置を図4-13-4のように設定した。なお、色彩については、周辺との調和を考慮し淡色系を想定した。

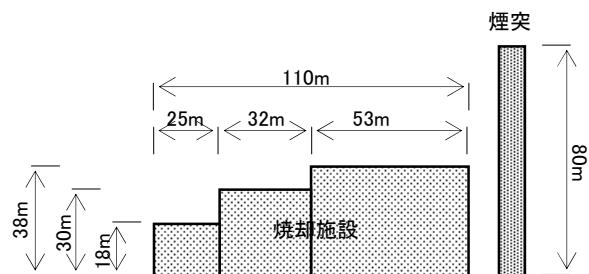
現況における地域の環境の状況は、住宅地、工場及び農地、学校、水面、レクリエーション施設等が混在した地域であり、既に対象事業実施区域の北側については人工物が存在している。

また、将来的に土地区画整理事業地内の空き地に住宅が立地することが考えられるが、将来的に景観の構成要素が大きく変化する可能性は低いと考えられる。

なお、現地調査においては、「繁茂期」、「落葉期」の2期の景観を把握したが、眺望の変化がないことから「繁茂期」のみ合成写真を作成し予測した。



【平面図】



【立面図】

図 4-13-4 施設計画による配置計画(案)

(5) 予測結果

① 建築物・工作物の存在

景観資源・景観構成要素については、表 4-13-7 及び図 4-13-5(1)～(6)に示すとおりであり、新たな建築物・構造物の存在による影響はないと予測する。

表 4-13-7 景観の予測結果

調査地点	事業予定地からの距離	眺望状況の変化
St. 1 五輪大橋南端(三才大豆島中御所線_県道372号)	約 800m 南	<p>この地点からは、清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーンながの」の施設を眺望することができるシーケンス景観であり、犀川の河畔林と後方の長野市街地が視認できる都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による施設は、犀川の河畔林によって建物の過半数以上が遮られているものの、施設の屋根や煙突を視認することができる地点である。</p> <p>この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.2%と予測される。</p>
St. 2 五輪大橋北端(三才大豆島中御所線_県道372号)	約 1km 東	<p>この地点からは、清掃センターの煙突を眺望することができるシーケンス景観であり、周辺に隣立する高圧鉄塔や電柱、市街地等が視認できる都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による建物は、高圧鉄塔や電柱、住宅で遮られるものの、煙突の上部を視認することができる地点である。</p> <p>この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.05%と予測される。</p>
St. 3 大豆島小学校	約 1km 北東	<p>この地点は、清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーンながの」の施設を眺望することができるシーン景観であり、大豆島や松岡地区の住宅地と合わせて視認できる都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による施設は、眺望することができるが、建物は市街地景観の中で視認され、煙突は、背後地のスカイラインの上部に視認されるものの、都市型景観が大きく変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.3%と予測される。</p>
St.4 松岡こすもす公園	約 200m 北東	<p>この地点からは、清掃センターの煙突や施設及び「サンマリーンながの」の施設は新興の住宅によって遮られ、眺望することはできない視点場であり、都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による建物や煙突を視認することができる地点である。この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.6%と予測される。</p>
St.5 松岡くろつかす公園	約 300m 北西	<p>この地点からは、清掃センターの煙突以外の施設(建物)や「サンマリーンながの」の施設は新興の住宅等によって遮られ、眺望することはできない視点場であり、都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による建物の一部が新興住宅等の間からわずかに見える程度であり、煙突は半分以上を眺望視認することができる地点である。</p> <p>この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.1%と予測される。</p>
St.6 松岡神社境内	約 600m 北西	<p>この地点からは、清掃センターの煙突の頂部が住宅の間にわずかに眺望することができる。市街地の都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による施設を視認することはできないため、現況の景観が変化することないと予測される。</p>
St. 7 長野市立犀陵中学校	約 900m 西	<p>この地点からは、清掃センターの煙突を眺望することができるシーン景観であり、校庭や市街地等が視認される都市型景観の眺望である。</p> <p>本事業の実施による建物は住宅等によって遮られるが、煙突は視認することができる地点である。</p> <p>この地点は、人工的な景観要素が大部分を占め、都市型景観が大きく変化することもなく、本事業による施設が、視野に占める変化の程度は 0.02%と予測される。</p>



現況(繁茂期)



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(1) St. 1 五輪大橋南端からの眺望状況の変化



現況(繁茂期)



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(2) St. 2 五輪大橋北端からの眺望状況の変化



現況(繁茂期)



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(3) St. 3 大豆島小学校からの眺望状況の変化



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(4) St. 4 松岡こすもす公園からの眺望状況の変化

(雲により計画建物が見えづらいため、現況、予測ともに空の色調を加工している)



現況(繁茂期)



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(5) St. 5 松岡くろっかす公園からの眺望状況の変化



現況(繁茂期)



存在・供用時(繁茂期)

図 4-13-5(6) St. 7 扇陵中学校からの眺望状況の変化

② 緑化による影響

緑化による影響については、以下の理由により景観に対する影響は軽微であると予測する。

- ・ 対象事業実施区域は人工改変地であり植栽も人工的に植栽されたものである。また、新たに植栽する計画であるが、現段階では決定していないものの、周辺の景観資源を変化させる程の緑の量でもなく、景観資源を変化させるものでもない。
- ・ 高木樹の植栽を行った場合においても、成長した樹木の高さは10~15m程度と建築物の1/2~1/3程度であり、視認することはできないため、眺望の変化はない。

このように緑化による景観の眺望の変化について、視認することはできないことから、存在・供用による影響はないと判断される。

一方、対象事業実施区域近接部については、対象事業実施区域内の施設等が外周に緑化された樹木等によって、近接の住宅、道路等からの視野から遮蔽されることで周辺地域に及ぼす心理的影響を緩和することができるものと考えられる。

(6) 環境保全措置の内容と経緯

施設の存在による眺望景観への影響を緩和するためには、現時点で決定していない施設の外壁等の色彩計画などの検討にあたって、環境に配慮したものとしていく。そこで、本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-13-8に示す環境保全措置を実施する。

表4-13-8 環境保全措置(存在・供用による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置による効果
施設外壁等の色彩への配慮	施設外壁の色彩の選択にあたっては、既存の周辺施設を参考にしながら、地域において違和感のない色(淡色系)を選択する。	最小化

【環境保全措置の種類】

- 回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。
- 低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

(7) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、景観に及ぼす影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

また、予測結果が表4-13-9に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表4-13-9 環境保全に関する目標(存在・供用による影響)

項目	環境保全に関する目標	備考
景観	積極的に良好な景観の形成に努める。	長野市の景観を守り育てる条例 第4条 事業者の責務
	地域の景観と調和した違和感のない景観とする。	—

(8) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、「(6) 環境保全措置の内容と経緯」に示したように、現時点で決定していない施設の外壁等の色彩計画などの検討にあたって、環境に配慮したものとしていく。

景観の予測地点における眺望の変化の状況で視野領域が最大となるのは、松岡こすもす公園(St. 4)であるが 0.6% と僅かな変化である。また、緑化による影響についても、軽微であると予測された。

さらに、施設外壁等の色彩への配慮については、視覚的な配慮を直接的に行うものであることから、景観への影響は緩和される。

以上のことから、建築物・工作物の存在及び緑化による景観への影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

② 環境保全に関する目標との整合性に係る評価

対象事業実施区域周辺は、現況においても人工的構造物が存在した地域であり、将来的な景観に係る環境構成要素は現況と変わらないと考えられる。

建築物・工作物の外観の色彩等の決定にあたっては、施設の外壁の色彩については、既存の周辺施設を参考にしながら、地域において違和感のない色(淡色系)を選択し、景観の保全を図る計画である。

また、事業者は積極的に良好な景観の形成に努めることを環境保全目標としている。

以上のことから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

ただし、煙突や建物の詳細な形状、配置、色彩及び緑化計画等については、現時点では未確定であるため事後調査を行う。